

「竹島の日」条例制定から一年（論点整理）

島根県 竹島問題研究会 下條正男

1、「竹島の日」条例制定後の韓国側の動き。

- 3. 07. 盧武鉉大統領、「長期総合的体系的に扱う専門的機構の設置」指示。
- 3. 25. 国家安全保障会議常任委員会で設置を決定。
- 4. 08. 「企画団設置及び運営に関する規定」（大統領訓令第 147 号）
- 4. 20. 「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」発足。
- 5. 18. 「独島の持続可能な利用に関する法律」制定。
- 6. 28. 「独島：6世紀以来大韓民国の領土」（英文・ハングル）発表。
- 7. 18. 「正しい歴史企画団」ホームページ開設。
- 8. 15. 盧武鉉大統領、竹島問題と教科書問題に言及せず。
- 9. 10. 『独島資料集 I』発刊。
- 11. 18. 首脳会談（釜山）で盧武鉉大統領、竹島問題、歴史教育問題に言及。
- 11. 19. 「独島の持続可能な利用に関する法律」施行。

2、「竹島の日」条例後の東アジア情勢。【キーワード】「靖国参拝問題」

- ① 4月上旬。2006 年度使用の地理と公民の教科書に竹島問題記載。
- ② 韓国、侵略の美化、歪曲教科書と反発→中国に飛び火。反日デモに発展。
- ③ 韓中、日本の国連安保理、常任理事国入り反対。東南アジアに波及。
- ④ 6月、駐日ロシア公使、北方領土問題は日本に責任。
- ⑤ 11月 18 日、ロシア外務省、日本の歴史教科書批判。
- ⑥ 11月 21 日、日ロ首脳会談、プーチン大統領「領土問題は第二次世界大戦の結果」
- ⑦ 06年 1月 31 日、プーチン大統領、ヤルタ協定（1945 年 2 月、米英ソ）に言及。
- ⑧ 06年 2月 7 日、小泉首相、北方領土返還要求全国大会を欠席。

3、竹島問題の論点整理

- ① 従来の日本の主張。外務省のホームページ（抜粋）

(1) 竹島領有に関する歴史的な事実

- (イ) 日本は古くより竹島（当時の「松島」）を認知していた。（注：長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」（1779 年）では現在の竹島の位置関係を正しく記載している。）
- (ロ) 江戸時代の初期（1618 年）、伯耆藩の大谷、村川両家が幕府から鬱陵島を拝領して渡海免許を受け、毎年、同島に赴いて漁業を行い…
- (ハ) 1696 年、鬱陵島周辺の漁業を巡る日韓間の交渉の結果、幕府は鬱陵島への渡航を禁じたが（「竹島一件」）、竹島への渡航は禁じなかった。

(二) 日本は 1905 年(明治 33 年)、1 月の閣議決定に続き、二月の島根県告示により竹島を島根県に編入し、竹島を領有する意思を再確認している。

(2) 1905 年の日本政府による竹島編入の有効性

(3) 日本占領及び戦後処理のための諸文書の中での竹島の扱い

② 韓国側の主張。

- ① 歴史的に、現在の独島は「于山島」と呼ばれ、15 世紀に成立した「世宗実錄地理志」や「東國輿地勝覽」などにも、「于山島」の記録がある。
- ② 安龍福が 17 世紀後半、日本に渡り、鬱陵島と于山島を朝鮮領と認めさせた事実が「肅宗実錄」に記録されている。
- ③ 1906 年、島根県官吏が竹島と鬱陵島を視察した際、鬱島郡守の沈興澤が「独島は鬱陵島に属す」と報告している。
- ④ 第 2 次世界大戦後、連合国最高司令部の指令で、独島は韓国領土とされた。

③ 竹島問題研究会の見解。

- (1) 韓国側では、竹島は「于山島」と呼ばれていたとする。その根拠は「東國文献備考」に「輿地志によれば、鬱陵島と于山島は、于山国の地であり、于山島はいわゆる日本の松島(現在の竹島)だ」にあった。
だが「東國文献備考」の底本(「疆界考」)には、「輿地志によれば、于山島と鬱陵島は同じ島」と記されている。韓国側が論拠にしてきた文献は後世改ざんされたものであった。
- (2) 「世宗実錄地理志」や「東國輿地勝覽」などには確かに「于山島」の記録がある。だがそれは「太宗実錄」の記事を参考にしており、于山島もその中で解釈しなければならない。その于山島には「男女併せて 86」名が住み、産物は「大竹、水牛皮、生芋」など鬱陵島と同じであった。「世宗実錄地理志」や「東國輿地勝覽」などに記された于山島は、鬱陵島であった。
- (3) 韓国側は竹島問題が起こると、「世宗実錄地理志」や「東國輿地勝覽」にある「見える」を、鬱陵島から竹島が見えると読んで、竹島の領有権を主張した。しかし 1693 年以後、日朝間で争われた鬱陵島の帰属問題の際、朝鮮側ではそれを朝鮮半島から見た鬱陵島のこととして、鬱陵島の領有権を主張する根拠にしていた。
- (4) 第 2 次世界大戦後、連合国最高司令部の指令で、一時期、竹島は朝鮮の領土とされたが、「講和条約」が発効すれば日本領になることが画定していた。そのため韓国政府は、講和条約が発効する前に「李承晚ライン」を宣言し、竹島の領有を主張したのである。だが韓国側の主張は論拠薄弱であった。